

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第7条 病院に、中央施設部門として、次の部、室及びセンターを置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査部 感染制御部 手術部 放射線部 <u>救急部</u> リハビリテーション部 医療器材部 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臨床心理室 細胞療法センター 高気圧酸素治療センター <p>2 (略)</p> <p>第8条 病院に、運営部門として、次の部、センター及び室を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護部 薬剤部 医療情報企画部 医療安全管理部 病院運営企画室 診療報酬センター PFMセンター <u>新病院整備推進部</u> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 病院に、中央施設部門として、次の部、室及びセンターを置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査部 感染制御部 手術部 放射線部 リハビリテーション部 医療器材部 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臨床心理室 細胞療法センター 高気圧酸素治療センター <u>救命救急センター</u> <p>2 (同 左)</p> <p>第8条</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <div style="margin-left: 10px;">(同 左)</div> </div> <p><u>病院整備推進部</u></p> <p>附 則 (令和6年達示第28号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>